

戸田市立児童センターこどもの国及び児童センターこどもの国学童保育室
指定管理者候補者の選定結果について

戸田市こども青少年部児童青少年課

令和元年7月8日から令和元年8月8日まで募集を行った戸田市立児童センターこどもの国及び児童センターこどもの国学童保育室の指定管理者については、戸田市議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 戸田市立児童センターこどもの国及び児童センターこどもの国学童保育室
指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人さきたま会（既存業者）
埼玉県久喜市上内1446番地1
理事長 竹下 成子

2 指定の期間について

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

応募申請団体数 令和元年8月8日締め切り 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

ア 審査基準

- ① 児童センター及び学童保育室の設置の目的が達成できること。
- ② 市民の平等な施設利用を確保することができること。
- ③ 関係法令等を遵守し、適正に施設運営を行うことができること。
- ④ 施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ⑤ 指定管理業務に係る経費が適切な額になっていること。
- ⑥ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑦ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 市民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ④ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑤ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑥ 個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか。

- ⑦ 指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か。
- ⑧ 事業の計画は妥当か。
- ⑨ 環境等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑩ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

(2) 選定委員会の委員

- ・市職員 3名
- ・学識経験者 1名
- ・その他市長が必要と認める者 1名 (計5名)

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体中、1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

- ・採点結果

団体名	社会福祉法人さきたま会
合計点	1, 562点

※各委員420点(児童センター210点、学童保育室210点)で5名、2,100点満点で実施。

(5) 選定理由

提出された申請書類を選定基準に基づき総合的に審査した結果、基準評価を超えていた。

また、当施設における指定管理者の実績があるとともに提案内容が適当であり、施設の管理運営を安定的に行える能力を有すると判断した。

5 指定管理者候補者の主な提案内容

(1) 指定管理業務を行うに当たって基本方針

- ①子育て及び地域コミュニティの拠点
- ②子どもたちの安心安全な居場所

(2) 施設・設備の維持管理計画

年間維持管理業務計画を立て、着実に遂行するほか、一日に複数回の巡回を行い、日常点検を行う。また、各ゾーンの特性に合わせた管理を行う。

(3) 管理執行体制

こどもの国として統一性を堅持し、効果的・効率的な管理運営を行うために、児童センター・学童保育室を一体の施設として組織する。

(4) 児童センター指定期間5年間の計画

第1期の運営における取組を強化し、継続する。また、これまで構築してきた子育て及び地域コミュニティの拠点として地域に根差した基盤を活かし、次期の5年間の中で、「活用される」参加型の施設とするための方策を講じる。

(5) 学童保育室指定期間5年間の計画

第1期では、複合施設の中にある学童保育室の特性を活かした運営を行っており、その取組を継続する。次期の5年間の中で、児童センター、保育園と連携・交流する企画や児童が自主的に計画するイベントを実施し、児童の自主性を育成する。

(6) 保育園との連携について

児童センター、保育園の相互の会議に出席し、運営状況の共有化を図り、さらなる連携強化により、サービスの質向上に取り組む。